

## 社会保険等未加入対策に関するQ&A

青森県

No	質問内容	回 答
1	社会保険等の加入要件等について	国土交通省のHPを確認してください。 ( <a href="http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo06_hh_000086.html">http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo06_hh_000086.html</a> )
2	社会保険等未加入建設者と一次下請の契約を締結した場合は、いかなる場合も契約違反となるのですか。	受注者から社会保険等未加入建設者と一次下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面が提出され、社会保険等未加入建設者と一次下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となるなどの特別の事情が存在すると発注者が認めた場合、受注者が、発注者の指定する期間内に社会保険等未加入業者が社会保険等に加入した事実を確認し、当該事実を確認することのできる書類を提出した場合は、契約違反となりません。
3	契約書に記載されている「発注者が指定する期間内」とは、どの程度の期間ですか。	社会保険等の加入手続に必要と考えられる期間として、概ね30日間としており、各発注機関が個別に、具体的な期間を指定します。
4	契約書に記載されている「特別の事情」とは、具体的にどのような場合ですか。	設計図書等で示している特殊な技術、機器又は設備等(以下「特殊技術等」という。)が必要とされる工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達することができないことや、その下請負人でなければ目的を達することが困難となることが明らかな場合です。 なお、以下の場合は、「特別の事情」に該当しません。 (1) 長年の元下関係があり、他の業者では施工の管理・監督ができない場合 (2) 発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合 (3) 他の下請負人を探す時間的余裕がなかった場合 (4) 過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合
5	建設業許可を有していない社会保険等未加入業者との下請契約も禁止されるのか。	建設業許可を有していない社会保険等未加入業者との下請契約については、契約書上の禁止事項ではありませんが、受注者においては、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、社会保険等に加入するよう指導してください。
6	二次以下の下請契約においても、社会保険等未加入建設者との契約が禁止されるのか。	県が受注者と締結する建設工事請負契約書では、受注者が締結する一次下請契約について、社会保険等未加入建設者との契約を禁止しています。 二次以下の下請契約については、契約書上の禁止事項ではありませんが、受注者においては、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、社会保険等に加入するよう指導してください。
7	契約違反をした場合の措置は、具体的にはどのような内容ですか。	社会保険等未加入建設者と一次下請契約を締結した場合は、青森県建設業者等指名停止要領に基づき、元請業者に対し指名停止措置(契約違反:1箇月)を行います。 なお、当該指名停止措置に伴い、工事成績評定点が13点減点されることとなります。